

(2) 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し

【改正後】

(1) 本人が女性の場合

配偶関係			死別		離別		未婚
合計所得金額			500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下
扶養親族 の有無	有	子	30万円	—	30万円	—	30万円
		子以外	26万円	—	26万円	—	—
	無		26万円	—	—	—	—

※太線で囲んでいる箇所はひとり親控除

(2) 本人が男性の場合

配偶関係			死別		離別		未婚
合計所得金額			500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下
扶養親族 の有無	有	子	30万円	—	30万円	—	30万円
		子以外	—	—	—	—	—
	無		—	—	—	—	—

※太線で囲んでいる箇所はひとり親控除

【改正前】

(1) 本人が女性の場合

配偶関係			死別		離別	
合計所得金額			500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
扶養親族 の有無	有	子	30万円	26万円	30万円	26万円
		子以外	26万円	26万円	26万円	26万円
	無		26万円	—	—	—

(2) 本人が男性の場合

配偶関係			死別		離別	
合計所得金額			500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
扶養親族 の有無	有	子	26万円	—	26万円	—
		子以外	—	—	—	—
	無		—	—	—	—